

地域資源を生かし、特色あるまちづくりを

6月定例会市議会での村上市長の所信表明の一部を要約して掲載します。

【主な内容】

- 鉄道、道路網の整備
- 食育・食文化の祭りを開催
- 活力ある観光、産業づくり
- 福祉、環境のまちづくり
- 食のまちづくりの推進
- 安全、安心のまちづくり



六月定例会市議会の開会にあたり、所信の一端を申し述べさせていただきます。

政府の五月の月例経済報告では、二〇〇二年二月から続く景気拡大局面は五十二カ月となって「バブル景気」を抜き、戦後二位の長さとなったとしています。また、一月～三期の国内総生産（GDP）は、年率換算で実質一・九％と、五期連続のプラス成長となっております。にもかかわらず、特に地方において、多くの方々からは、そうした実感はないという声が伝わってくるのであります。

最近「格差」という言葉がよく使われるようになっていますが、経済や雇用、所得の面で大都市と地方との格差が広がりつつあるように見えます。所得格差の度合いを示す指標値、ジニ係数が三十代～四十代の男女で最大三十％上昇という人口問題研究所の報告もあります。そればかりでなく、あらゆる分野で格差が生

じ、それが地方、特に過疎地に象徴されているように見えるのであります。

例えば最近の医師不足。先月この問題で京都大学を訪問しましたが、「地方に行けば行くほど医師の確保は困難で、特に産婦人科や小児科の医師が不足し、それが少子化に拍車をかけることになっているのでは」と聞かされました。四月からの診療報酬の改定で、看護師を多く配置できない地方の小病院は、廃院に追い込まれているとも聞きます。交通が不便なうえ、携帯電話が使えないなどの情報格差、子供が減って行くことによって教育が受け難くなる教育格差など、地方に集約的に現れているといえます。

小浜市には「水源の森百選」がありますが、根来の人たちが営々とその手入れを行ってきました。全国民が恩恵を享受している「水」を守っているのは、過疎地に住む高齢者であることを忘れてはならないと思います。

農林水産大臣から認定された泊区の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」、「故郷に残したい食材谷田部ネギ」（農山漁村文化協会全百十五点）。こうした歴史や文化

を守ってきたのも「むら」の人たちです。

「効率の悪い部分から、効率のいい部分に資本と労働を移動する」効率、競争至上主義は、取り返しのつかない環境破壊や伝統文化の消滅を招きかねないのであります。都市と地方、地域間の諸格差を縮小させる努力の必要性は、二百年も前にアダムスミスが分業論で指摘したように経済の根源的な問題であり、政治の重要な永遠的課題なのだと思います。

そこで一つには、地方自治体としてこの際、格差拡大にブレーキをかける政策を政府に要望すべきと考え、先般の西川知事と市長会との懇談の場におきましても、格差の拡大につながるような「分権の名を借りた地方交付税の削減」などに強く反対する立場を表明したところでありました。

今後とも市長会などを通して国に要請していきますが、一方、地域資源を最大限生かした自助努力、特色あるまちづくりを積極的に進めることが必要であり、改訂した第四次総合計画に基づき、市民との協働による食のまちづくりにさらに取り組んでいきたいと考えています。

今一つ、地域格差は同じような条

件の地域で、同じように現れるものですから、類似条件の地域が連帯する必要があると考えています。嶺南広域行政圏の協調がより重要性を増すと思いますし、先日は経済関係者を中心に「若狭広域経済懇談会」が設立されましたが、同様の意味で時宜を得たものと受けとめているところであります。

そしてさらに広域の、同じ日本海に面した丹後、若狭地方の連携も必要になってくると考えます。海を共有し、昔から丹後・若狭街道でつながっていた両地域は、寒冷地とも西南暖地とも異なる独自の稲作、農耕文化が発達し、似たような里地里山を活用して飼育されてきた農耕牛は、当地では若狭牛と言いますが、同じ但馬系の和牛であります。産業の構造や交通の事情も似通っており、特に海上保安、沿岸での漂流物問題など共通の課題を抱えており、コウノトリが飛来するルートでもあります。

広域的な観光、修学旅行の誘致、交通網の整備、特に宮津・京都縦貫自動車道の早期完成、山陰と琵琶湖をも結ぶこととなる琵琶湖・若狭湾快速鉄道との関連などを考えると、若狭湾地域と丹後との連携は今後極めて重要になってきます。

そこで当面、日本海に面した兵庫県豊岡市、京都府京丹後市、宮津市、舞鶴市、小浜市、敦賀市が連帯を深めることとし、共通の課題について話し合うため、六市で仮称「中日本海サミット」を開催する予定で、現在その準備を進めているところであります。いずれにしましても、地方分権時代の「地方の自立」ということは、現実にはたいへん厳しい道であることと十分認識したうえで、あらゆる手法で自立に向け最善の努力をしたとと考えています。

―鉄道・道路網の整備―

最初に、一般に格差が生じる大きな要因とされる鉄道・道路について申し述べます。

まず、琵琶湖若狭湾快速鉄道実現についてですが、福井県嶺南地域と滋賀県湖西地域を結ぶこの新線の建設は、福井・滋賀両県の均衡ある発展と、京阪神地域との交流強化を目的とした北近畿広域鉄道ネットワークを構築するための極めて重要な事業であります。

いわゆる、嶺南地域鉄道整備三セットの中で、小浜線の電化が平成十五年三月に完成し、本年十月二十

一日には、敦賀・長浜間の北陸本線と、近江塩津・永原間の湖西線の直流化が完成する運びとなりました。残るは、地域住民百年来の悲願である琵琶湖若狭湾快速鉄道の建設のみとなり、今まさにその実現に向けて全力を傾注しなければならぬ極めて重要な時期であると考えています。

平成九年から始まった県、嶺南市町村による基金の積み立てについては、本年度末には約五十九億円となる予定です。さらに国でも、山崎正昭前官房副長官を会長とする超党派の本県・滋賀県選出国会議員による懇談会を昨年十月十九日に発足していただいていることから、新線の建設財源に対する国の補助制度の創設要望などにはずみがつくものと期待しているところであります。

このような大きなプロジェクトを成就するには、地域住民が一丸となって気運を醸成し、県内外にその熱意をアピールすることが最も肝要であり、現在、琵琶湖若狭湾快速鉄道建設促進期成同盟会として、嶺南地域の住民をはじめ関係団体の総力を結集し、建設のための署名運動を展開しています。

五月十二日には、小浜市・若狭町・高島市の議員で組織する総合振

興協議会が発足されたことは誠に心強く、今後、高島市をはじめとする滋賀県側の理解と協力を得ながら、新線の早期実現に努めていきたいと考えています。

＊

次に、舞鶴若狭自動車道の進捗状況についてですが、小浜地域の用地買収は九十六％完了し、残された用地の買収に向けて精力的に取り組んでいるところです。なお、小浜西インターチェンジ（IC）・敦賀IC間約五十キロの用地買収進捗率は七十二％となっております。

同自動車道は、国土開発幹線自動車道建設会議で「有料道路方式」で整備されることとなり、完成目標年度は小浜西IC（仮称）小浜IC間が平成二十三年度、敦賀までの全線開通が同二十六年度と決められました。

今後、用地買収や工事が円滑に進むよう高速道路会社および福井県と連携し、事業を推進したいと考えています。

―活力ある観光、産業づくり―

次に、活力ある観光・産業づくりについて申し述べます。

まず、観光振興についてですが、

「若狭おばま活性化イベント」の開催など様々な取り組みを行ってきた結果、昨年度は約百四十四万人の観光客にお越しいただきました。

今後、さらなる交流人口の拡大、宿泊客の確保、そして永続的な観光立市を目指すため五月十日、「ご当地検定・体験型観光・交流人口拡大推進ワーキングチーム（民間有識者六人を含む十六人）」を発足しました。

ご当地検定は、地域住民に郷土（観光資源）を再認識していただくとともに、市外各地からの受検により観光の活性化につなげたいと考えています。

体験型観光については、市の食・自然・文化・歴史などを生かした体験型観光の受け入れ体制や情報発信の整備について検討いただき、リピーターや宿泊客の確保に努めます。

今後歴史と文化・伝統を生かした地域づくりを進め、観光交流人口を増やして地域経済の活性化へつなげていきたいと考えています。

次に、農業施策についてですが、現在、農林水産省が進めている農政改革の柱となる農業構造改革にいち早く対応するため、四月一日に農業生産担い手支援室を設置し、地域営

農体制の整備を推進しているところ

です。来年度から導入される品目横断的経営安定対策の特色は、従来の品目別の価格政策から経営全体に着目した政策への転換であり、その支援対象は認定農業者（経営面積四畝以上が原則）や一定の条件を備えた集落営農組織（経営面積二十畝以上が原則）に集約されることから、認定農業者など担い手の育成や地区単位の広域営農体制の整備を推進します。

次に、林業振興についてですが、四月にオープンした「ふるさと文化財の森センター」では、同センターの運営協議会と地元生産者で組織する「森の郷なかなた産物組合」の協力を得て、新たに文化財修理に適した植物性資材の茅などの生産に関する研修を五月二十六日に実施したところ。今後は、さらに山村地域の植物性資材を生かした産業を育成していきます。

次に、商工業の振興についてですが、企業誘致をさらに推進するため、小浜市企業振興条例および規則を見直し、企業振興助成金制度を充実させたいと考えています。今回の改正の主な内容は、対象業

保育園の統廃合および民営化についてですが、検討委員会からの提言の中でも触れられている「今富第一、第二保育園の統合」について、今後のモデル保育園となるよう今富保育園統廃合準備委員会とも十分協議を進めながら、本年度中には建設用地の確保など諸準備を進めたいと考えています。

次に、環境問題について申し述べます。深谷区に建設を予定している「一般廃棄物最終処分場およびリサイクルプラザ」についてですが、地権者の皆さんをはじめ地元建設検討委員会、区民の皆さんのご理解とご協力をいただき、昨年度で施設建設、取り付け道路建設用地の買収がすべて完了しました。今月より取り付け道路整備工事に着手したところですが、同工事が完成する十一月を目途に、本体工事に着手したいと考えています。

さて、安全・安心のまちづくりについて申し述べます。梅雨時となり、水害などへの備えが必要な出水期に入りました。梅雨

種の区分に新たに「先端技術産業」および大規模製造業を対象とする「製造業A」を加え、助成金額を従来の三千万円から、一回限度額三億円、総限度額を六億円へと、大幅に増額するものであります。この県内トップレベルの助成金制度により、先端技術産業および大規模製造業のさらなる誘致に努めたいと考えています。

次に、空き家・空き宅地等に関する情報提供についてですが、団塊世代の退職、都市に住む人が一年のうち一定期間を田舎で暮らす二地域居住に着目し、本市の魅力と良好な居住環境に関する情報を提供するため、市内の空き家・空き宅地とその周辺情報などを、市の公式ホームページを通じて全国発信していく予定をしています。

次に、食のまちづくりの推進についてですが、昨年六月の食育基本法の制定、今年三月の同法に基づく「食育推進基本計画」の策定など、国をあげての食育推進体制が構築されたところであり。市では今後、具体的な目標値を定

末期は集中豪雨が懸念されることから、七月初旬に職員による避難所開設訓練や通信連絡訓練を予定しています。九月三日には、福井県総合防災訓練が川崎を中心を実施されることとなっており、市民の皆さんにも参加していただくなど、開催市として積極的に取り組んでいきたいと考えています。

こうした訓練や研修などを積み重ねることで、職員はもちろん、市民の皆さんにも防災に対する認識を深めていただき、災害が起こっても混乱することなく、適切に対応できるような防災力の向上を図りたいと考えています。

次に、児童生徒の安全確保についてですが、昨年度は広島県や栃木県で、五月には秋田県や佐賀県で児童の下校時を狙った凶悪事件が発生しました。県内でも不審者情報が増加の傾向にあります。

市では、地域住民、PTA、企業、公共団体などのご協力をいただきながら、各学区で「通学安全パトロール隊」の組織化や地域の安全マップの作成、緊急メール連絡網の整備、スクールガードリーダーによる安全指導など、子どもの安全を確保する

めた食育推進計画を策定し、市民がよりいっそう「食」によって健康で豊かな生活を実現できるよう、ライフステージに合わせた、きめ細かな「生涯食育」の充実を図るとともに、家庭や学校などでの食育の普及啓発に努めます。

さらに、今年食のまちづくり条例制定五周年を迎えることから、これまでの食のまちづくりの取り組みを総括するとともに、引き続き、市民への食のまちづくりのいっそうの理解促進と、各地区の「いきいきまち・むらづくり」の市民活動の積極的な支援に努めます。

こうした施策により、市民の皆さんひとりひとりが食への関心を深め、みずからまちづくりを進める主役となり、家庭や地域などで食のまちづくりに取り組んでいただきたいと期待しているところです。

次に、御食国若狭おばま食育・食文化の祭りの開催についてですが、市制施行五十五周年、食のまちづくり条例制定五周年を記念し、十月七日から九日までをメイン期間として開催する予定です。多くの皆さんにご来場いただき、

取り組みを積極的に進めています。四月からは、コンビニエンスストアなどのご協力を得て、「子ども安全ステーション」を設置するとともに、市の公用車に「通学安全パトロール車」のステッカーをはり、職員が子どもを見守る活動を行っているところです。

このような活動を推進していく中で、安全で安心な地域の環境を作りたいと考えています。

最後に、何と申ししても、行政サービスにあたる職員の資質向上が極めて重要な課題であります。本年度スタートした第四次行政改革大綱と集中改革プランおよび実施計画でも、職員の意識改革は一つの柱となっています。

行政改革により人員削減が進む中で、行政サービスの一定の質を確保していくためには、職員の意識改革と資質向上が肝要であります。

このため、今後もさまざまな研修を実施するとともに、自己啓発を促し、「ちょっと待て。これでいいのか!」と常に問いかけながら業務に取り組む、改革的な職場づくりに努めたいと考えています。

―福祉・環境のまちづくり―

次に、心やすらぐ福祉・環境のまちづくりについて申し述べます。

公立小浜病院の整備についてですが、現在、第二期工事の救命救急センターおよび新病棟の建設を進めています。平成十九年秋には供用を開始し、若狭地域の中核的医療施設として生まれ変わります。

これを機に、日本の近代医学の先駆者とも言われ、特に「解体新書」の翻訳者として有名な杉田玄白が小浜藩の藩医であったことから、「杉田玄白記念・公立小浜病院」と呼称することを病院議会に提案させていただいたところです。

―安全・安心のまちづくり―

さて、安全・安心のまちづくりに

梅雨時となり、水害などへの備えが必要な出水期に入りました。梅雨

市職員を募集【受付期間】7月28日(金)～8月11日(金)

市では、来春採用予定の職員を募集します。いずれも性別、学歴、国籍は問いません。

■応募、問い合わせ 総務課 ☎内線354へ

【一般】

- 事務 ……若干名
- 栄養士 ……若干名
- 社会福祉士 ……1人
- 土木 ……1人

▼受験資格

昭和51年4月2日～平成元年4月1日生まれの人。栄養士は、管理栄養士または栄養士の免許取得者、社会福祉士は、社会福祉士の資格取得者(ともに平成19年3月31日までに取得見込みの者を含む)

▼第一次試験

- とき…9月17日(日)
- ところ…小浜市役所
- 試験…教養試験、適性検査、専門試験(専門職のみ)
- ▼第二次試験
- とき…11月予定
- 試験…面接試験、作文試験

▼受験手続き

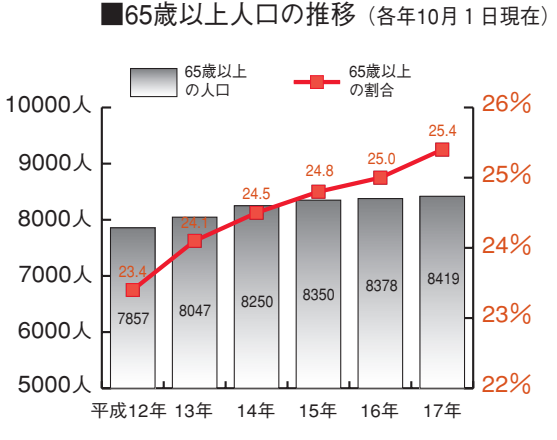
申込書を総務課でお渡しします。必要書類を添えて総務課へ提出してください。また、郵送による手続きもできます

▼その他

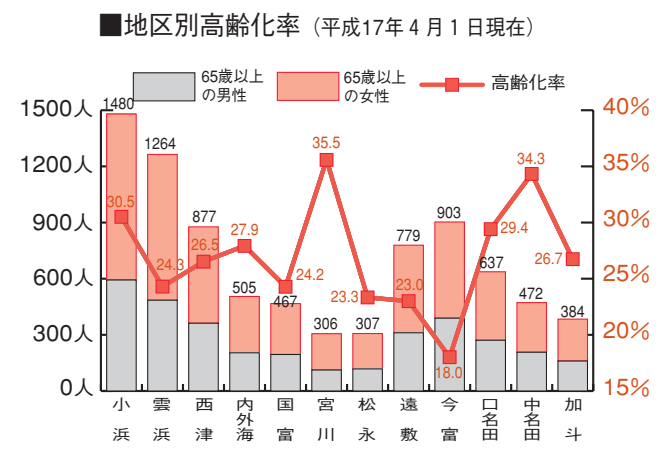
第一次試験は、市町村職員採用候補者試験の統一試験日に行うので、同日行われる他市町村の試験とあわせて申し込みことはできません

『市立図書館の嘱託職員』を募集

- 募集 1人
- 雇用期間 8月1日～平成21年3月31日
- 対象 昭和25年4月2日～同63年4月1日生まれの人
- 報酬 月額15万円
- 試験日 7月22日(土)
- 申し込み、問い合わせ 7月18日(火)までに市立図書館 ☎52・1042へ



左のグラフは、小浜市の六十五歳以上の人口と、六十五歳以上が総人口に占める割合を表しています(各年十月一日現在)。



左のグラフは、平成十七年四月一日現在の地区別高齢化率(地区総人口に占める六十五歳以上の割合)を表しています。

●地域福祉計画
さまざまな制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助け合う関係やその仕組みを築いていこうとするもので、すべての市民が地域でよりよく暮らせることを目指しています。

みんなで考える地域のしあわせ

小浜市地域福祉計画策定

シリーズ「小浜市地域福祉計画」二回目の今回は、小浜市の高齢者人口の推移と地区別高齢化率について掲載します。

※小浜市地域福祉計画は、小浜市老人保健福祉計画・介護保険事業計画とあわせて市公式ホームページに掲載しています。

■問い合わせ
健康長寿課 ☎内線174へ

第12回 小浜まち景観賞募集

【募集期間】7月1日(土)～8月31日(木)

魅力あるまちづくりを目指し、景観上優れた建造物や景観の維持向上に努めている団体、個人を表彰する「小浜まち景観賞」。まちづくりの第一歩ともいえるこの賞にふさわしい建物や場所、活動している人たちを募集しています。

■応募、問い合わせ
都市計画課内「小浜まち景観賞」事務局 ☎内線247へ

●応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、対象物件の写真添えて郵送または持参してください。応募用紙は、都市計画課と各公民館にあります。応募、推薦していただいた人には粗品を進呈します

●審査基準、対象

- ▼周辺環境に調和したデザインで優れた景観を創出し、将来の景観をリードしていくような物件
- ▼伝統的な町並み、歴史的景観を受け継ぎ、長年にわたり良好に維持している建築物、庭園など
- ▼まちの景観の維持向上に努めている活動など



「小浜藩邸跡、杉田玄白生誕地」記念碑 (東京都新宿区)

江戸時代に若狭小浜藩主・酒井家の下屋敷があった東京都新宿区矢来公園に、「小浜藩邸跡、杉田玄白生誕地」記念碑が建立されています。記念碑は白御影石で、高さ150釐、縦15釐、横18釐。この地に酒井家の下屋敷があり、その敷地内で杉田玄白が生まれたことを記した説明盤が添えられています。



また、記念碑の周りでは、同区の公園サポーターの皆さんによって管理された水仙やツツジなどがいつも美しい花を咲かせています。

新宿へ行く機会がありましたら、ぜひお立ち寄りください。

■問い合わせ
世界遺産推進室 ☎内線442へ

「法律相談」こんなときどうする?



小浜ひまわり基金法律事務所弁護士 大伴 孝一 さん

【Q】業者から「絶対にもうかる」と執拗に勧誘され、大豆や綿など先物商品の取り引きを始めることになりました。本当に大丈夫でしょうか。

【A】「先物取引」とは、将来の物の値段を予想して売買を行う取り引きのことです。高度な専門的知識が必要とされるため、未経験者が参加することは非常に危険であり、値動きによっては数百万円から数千万円も失うことがあります。

このケースでは、先物取引の危険性やリスクがまったく説明されていません。悪質業者の可能性が高いので、弁護士などの専門家に相談のうえ契約の打ち切りをお勧めします。なお、次の行為はすべて違法であり、悪質業者かどうかの目安になります。

- ①しつこく勧誘の電話をかけてくる
- ②断っているのに契約を迫る
- ③危険性、リスクの説明がない
- ④投資の知識・経験のない人に対し、いきなり数百万円もの高額な取り引きを勧める
- ⑤契約の打ち切りに応じない

■問い合わせ 同法律事務所 ☎53・2018へ

●おわびと訂正 6月号8ページの「市県民税の税制改正」の記事に誤りがありました。おわびして訂正します。
(誤) 公的年金などの収入が330円未満→(正) 公的年金などの収入が330万円未満